

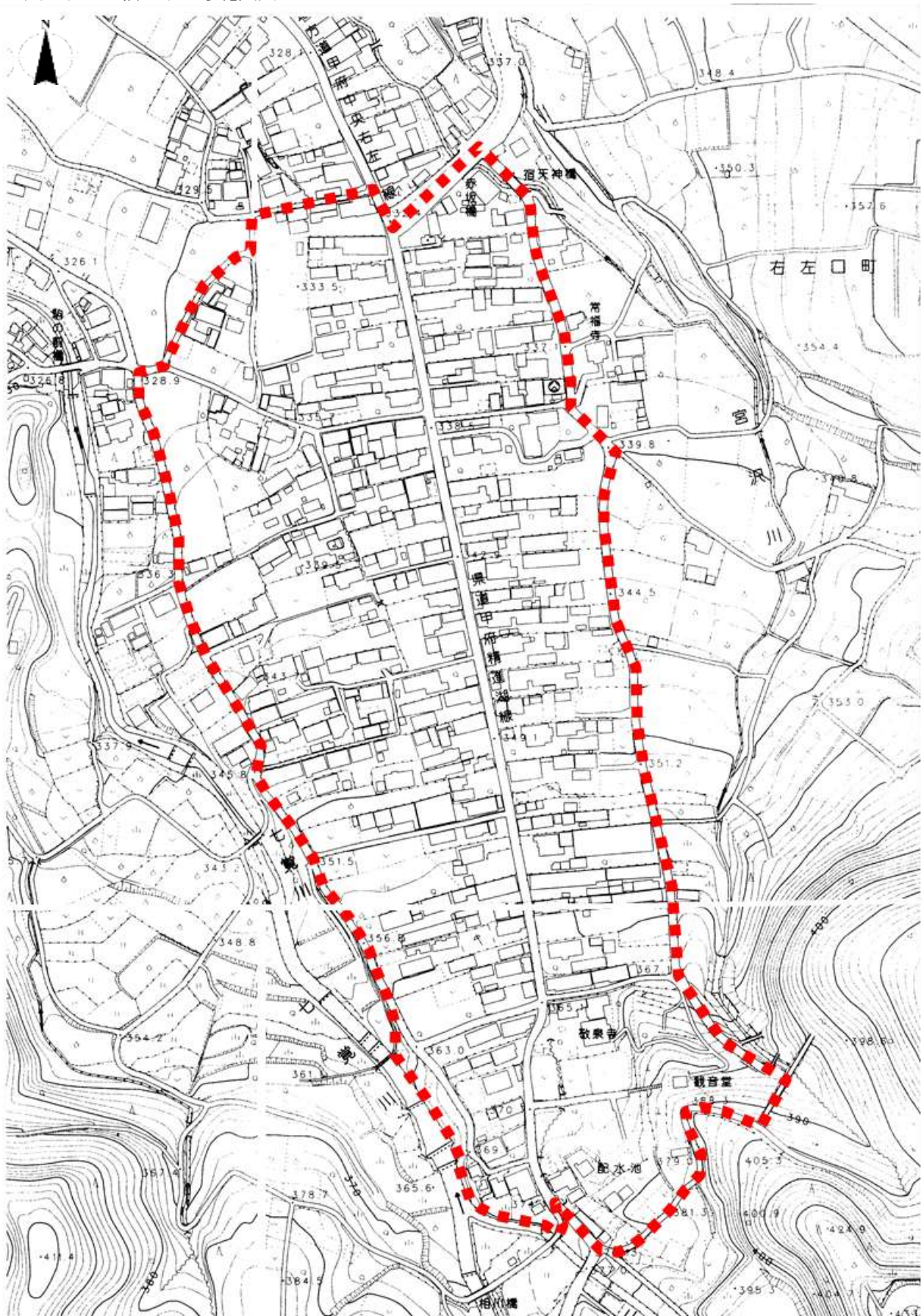
届出を要する行為に対する景観形成基準（対象：中道地区）

届出を要する行為をしようとする場合、この基準に適合するとともに、届出を要しない場合であっても周囲の景観と調和するような配慮をお願いします。

行為	事項	基準	
建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	①眺望景観を著しく妨げることのないように配慮した配置とすること。 ②壁面や石積は、隣地や周辺との連続性や釣合いに配慮した配置とすること。	
	外観	形態意匠	※屋根は、勾配のある屋根を設けるように配慮すること。
		色彩	①建築物の屋根及び外壁の最大面積色が、マンセル表色系一色相：R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、N(無彩色)、明度：3～7(N：4～9)、彩度：4以下の範囲内に収まるように努めること。 ②使用する色数を少なくするように努めること。
	高さの最高限度	建築物の高さは、13m以下に努めること。 ※建築物の高さは、10m以下に努めること。	
	緑化	付属する駐車場も含め、敷地囲障は、できるだけ緑化に配慮したものとすること。	
	建築設備	大型建築設備は、主要な道路(中道往還を含む)及びその沿道から見える場所にできるだけ設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、周囲に植栽を行うなど、主要な道路等から直接見えないよう、しゃへいに配慮すること。	
	屋外照明 (公衆の観覧に供するものを除く)	夜間の安全性を確保する中で、周辺の景観との調和に配慮した光源の向き・種類、光量、照明時間等とすること。	
	その他	①お蔵、造り酒屋等の歴史的建造物の保全や復旧に努めること。 ②歴史的建造物や歴史的資産に関する記念碑・案内板等を設置する場合は、景観に配慮したものとすること。 ③境界等の石積みの保全、復旧又は活用に努めること。 ※中道往還沿道の歴史的建造物の保全や復旧に努めること。	
開発行為	敷地形状 区画形質	①大幅な土地の改変は避け、圧迫感を与える長大な擁壁や法面が生じないように努めること。やむを得ず擁壁等の構造物を設置する場合は、必要最小限のものとする。こと。 ②境界等の石積みの保全、復旧又は活用に努め、隣地や周辺との連続性や釣合いに配慮すること。 ③周辺の景観との調和に配慮した緑化に努めること。	
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の制限	主要な道路(中道往還を含む)及びその沿道から見える範囲内においては、できるだけ集積又は貯蔵をしないこと。	
木竹の植栽又は伐採 (届出対象外)	伐採の制限	①地域のランドマークとなる樹木の保存に努めること。 ②神社・仏閣周辺の樹木については、神社・仏閣との一体的な保存に努めること。	
屋外広告物 (届出対象外)	表示又は設置の基準	許可地域においては、第1種許可地域の基準に適合させるように努めること。	
その他 (届出対象外)		①道祖神、石仏群、勝山城等の歴史的資産の保全や復旧に努めること。 ②優れた景観を有する水路の保全や復旧に努めること。 ※4間2尺の間口と奥に細長い敷地の形状の保全に努めること。	

※は、右左口宿地域のみを対象とする。(裏面参照)

図一右左口宿地域対象範囲図



●お問い合わせ先●

甲府市建設部まち開発室都市計画課
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目 18-1
TEL: 055(237)5814 (ダイヤル)

(平成 28 年 4 月)